## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成28年5月30日

【会社名】 株式会社NaITO

【英訳名】 Naito & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂井俊司

【本店の所在の場所】 東京都北区昭和町二丁目 1 番11号

【電話番号】 (03)3800-8614

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 河 野 英 之

【最寄りの連絡場所】 東京都北区昭和町二丁目 1 番11号

【電話番号】 (03)3800-8614

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 河 野 英 之

【縦覧に供する場所】 株式会社NaITO関西営業部

(東大阪市横枕西11番31号)

株式会社NaITO中部営業部

(名古屋市瑞穂区塩入町1番28号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年5月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日 平成28年5月24日
- (2) 決議事項の内容
  - 第1号議案 剰余金処分の件
    - イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金3円 総額 164,284,650円
    - 口 効力発生日 平成28年 5 月25日
  - 第2号議案 定款一部変更の件
    - イ 監査等委員会設置会社へ移行するために必要な変更
    - ロ 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための変更 ハ その他、上記の変更に伴う条数の変更等
  - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

坂井俊司、河野英之、徳田信幸、中島徹、和田光央、坂田光徳及び河村元志の各氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

遠藤孝之、白川誠及び渡邉光誠の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額185百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とするものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	497,473	54		(注) 1	可決	99.99
第2号議案 定款一部変更の件	497,417	110		(注) 2	可決	99.98
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役の件 があるの名選任の件 が対野英之 では対野では が明明 では が明明 が対 が でする が が が が が が が が が が が の は り の は り の は り の は り の は り の は り の は り に り に り に り に り に り れ り れ り れ り れ り れ	497,323 497,112 497,112 497,112 497,112 497,165 497,163	204 415 415 415 415 362 364		(注) 3		99.96 99.92 99.92 99.92 99.93 99.93
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 遠藤孝之 白川 誠 渡邉光誠	496,790 497,408 497,407	737 119 120		(注)3	可決可決可決	99.85 99.98 99.98
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	497,188	339		(注) 1	可決	99.93
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	496,574	953		(注) 1	可決	99.81

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。